

## 屋内モニター広告掲出仕様書

北九州市役所本庁舎にモニター広告を掲出する事業者（広告代理店）を次のとおり募集します。

### 掲出場所等について

施設名称（所在地）	北九州市役所本庁舎（北九州市小倉北区内1番1号）
掲出場所	1階エレベーターホール壁面 ※掲出位置等については、設置場所図をご覧ください。
掲出内容	テレビモニター設置による「広告放映」「庁内行事案内」及び「ポスター掲出」
掲出期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日 ※ただし、5年を超えない範囲で更新することができます。
広告の規格	① テレビモニター 20インチ程度 ② ポスター JIS規格のA1版（縦841mm×594mm） ※壁面利用を原則とし、テレビモニターは薄型で通行の妨げにならないものを設置してください。
利用者数等	・庁舎：地上16階／地下3階 ・職員数：約2,400人 来庁者数：約2,000人／1日（概数）
掲出場所の特徴・セールスポイント	1階玄関から続くエレベーターホールに設置されるため、庁舎内の注目度の高い場所であるとともに、エレベーターの待ち時間に視聴されることになり、高い広告効果を期待できます。
掲出に係る留意事項	<p>○モニターは、壁掛けで設置してください。なお、設置にあたっては、市の指示に従って電気工事、壁面の補強工事等を実施してください。</p> <p>○モニターは、下記の条件を満たすものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1日単位での表示とすること。</li> <li>・市政情報放映件数が多い場合は、自動的に画面が切り替わること。</li> <li>・365日、24時間、1分単位でのタイマー設定ができること。</li> <li>・操作説明マニュアルを準備すること。</li> </ul> <p>○放映時間は、原則として市役所開庁日の8時～17時15分とします。</p> <p>○放映時間のうち、行政情報を全体の1/4以上放映してください。</p> <p>○市政情報は静止画又は動画とし、月1回以上の情報更新をしてください。</p> <p>○放映回数・回転数などについては、協議の上、決定することとします。</p> <p>○放映は、原則として全モニターが同時・同一の内容としてください。</p> <p>○広告代理店側で、広告データと行政情報を併せて放映できる状態に編集してください（行政情報は市から提供した素材をもとに、広告代理店側が放映できる状態に加工）。なお、編集後データは、市のチェックを受けて放映してください。</p> <p>○音量については、業務に支障のないことが条件です。また、音量調節（無音を含む）が市で行えるようにしてください。</p> <p>○モニターの電源については、自動的にON/OFFができるようにしてください。</p> <p>○掲出期間中であっても、レイアウト変更等により、やむを得ず、広告掲出を中止することがあります。</p>

募集形態	価格競争制
広告掲載の範囲	「北九州市広告掲載要綱」、「北九州市広告掲載基準」、「北九州市屋内広告事業実施要領」に依ります。
設置期日	平成31年4月1日

※ 制作費（版下・デザイン）、設置に係る費用は設置事業者の負担となります。

※ 提案価格には上記費用を含んでおりません。

※ 広告掲出に係る光熱水費は設置事業者の負担とし、設置後に別途、請求となりますので、提案価格には含めな  
いでください。

○申込みについて

申込対象	広告代理店(広告代理店1社による、広告掲出枠4箇所の買い切り) ※市内及び準市内の市登録業者であること。
申込方法	「北九州市役所本庁舎モニター広告事業者募集要項」に記載
申込締切	平成31年3月27日(水)17時15分まで(持参してください)
問合せ先	○今回の募集に関する問い合わせ 北九州市総務局総務部総務課管理第一係(担当:佐田・川路) 所在地:北九州市小倉北区域内1番1号 電話:(093)582-2013 FAX:(093)562-0378 ○広告事業全般に関する問い合わせ 北九州市総務局行政経営課(担当:橋、安徳) 所在地:北九州市小倉北区域内1番1号 電話:(093)582-2160 FAX:(093)562-1307

# 設置場所図

